



福祉課題に取り組む
ボランティアグループや
NPO法人等を応援します！



令和3年度福島県 赤い羽根共同募金

助成事業（一般公募） 応募団体募集

■ 応募期間

令和3年4月1日（木）
～ 5月31日（月）

■ 助成限度額

1団体につき 上限 **20** 万円

■ 応募方法

応募用紙、事業計画書を記入し、必要な書類を添付の上、本会宛郵送してください。



対象活動

安心・安全で住みよい福祉のまちづくりのために、または地域の福祉課題を解決するために行われる、住民の自発的・組織的な活動や地域の状況に応じた柔軟かつ多様な活動

【事業の例】

- 聴覚や視覚に障がいのある方のために行われるオンラインを活用した勉強会、衛生に配慮して行われる集合型活動
- 地域から孤立をなくすことを目的とした活動
- 高齢者や障がい者の移動支援
- 障がい児・者の社会参加及び地域生活を支えるための活動
- 子育てを支援するための活動 …など

※本助成では、子ども食堂など子どもの居場所づくりを目的とした活動（食事提供、弁当の配付等）は対象外となります。本会が実施する他の助成金をご利用ください。

じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

社会福祉法人 福島県共同募金会



申請書の提出・問い合わせ先

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地
TEL 024-522-0822/FAX 024-528-1234
<https://akaihane-fukushima.or.jp/>

令和3年度福島県赤い羽根共同募金助成事業〔一般公募〕募集概要

詳細は、「応募要領」または福島県共同募金会ホームページをご覧ください。

■対象団体

県内で活動する**ボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO）**等であり、次の要件をすべて満たしていること。

- （1）団体の運営が自主性、非営利、公開を原則としている。
 - ・自主性 … 特定の企業、政党、宗教団体等から独立している。
 - ・非営利 … その活動・事業から生じる利益を会員等に分配しない。
 - ・公開 … 活動の内容や財務の状況を公にできる。
- （2）会則（運営要綱、規約、定款）、事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等が整備されている。
- （3）団体名義の金融機関預金口座を開設している。
- （4）活動・事業に要する資金の確保に困難をきたしている。

■対象経費

令和3年7月1日から令和4年3月31日までに実施する事業の、次に掲げる経費

- （1）事業のために必要な会議、研修、講演会、イベント、広報・啓発、資料作成などにかかる経費
- （2）事業のために必要な備品購入経費
- （3）新型コロナウイルス感染症拡大に伴うオンラインを使用した活動を行うための経費（パソコン、タブレット、Webカメラ、マイク等の購入）
- （4）コロナ禍において、衛生に配慮して行われる集合型活動実施に係る経費（アルコールディスペンサー、飛沫防止スタンド等の感染症対策物品の購入）
- （5）団体運営全般にかかる経費（団体立ち上げ時に限る）
- （6）その他、配分委員会が特に必要と認める経費

※物品の必要理由、使用目的を明記してください。

※助成対象とならない経費があります。詳しくは、「応募要領」をご覧ください。

■助成額

- （1）令和2年度共同募金運動（令和2年10月1日～令和3年3月31日）で寄せられた寄付金を助成原資とします。
- （2）助成総額は200万円とします。
- （3）1団体20万円を限度とします。
- （4）助成額は万単位となります（※応募用紙の「助成要望額」は万単位未満を切り捨てた金額を記入してください。）

■応募の方法

応募用紙【公募様式第1号】、事業計画書【公募様式第2号】を記入し、必要な書類（応募用紙「3. 添付書類」を参照）を添付のうえ郵送してください。

※応募用紙等は、福島県共同募金会のホームページよりダウンロードできます。

【福島県共同募金会ホームページ】

<https://www.akaihane-fukushima.or.jp/>

● 応募期間

令和3年4月1日（木）～同年5月31日（月）

※消印有効

● 郵送先

〒960-8141

福島市渡利字七社宮 1 1 1 番地 福島県総合社会福祉センター内
社会福祉法人 福島県共同募金会

■助成の決定

- （1）福島県共同募金会 配分委員会において応募内容を厳正に審査し、助成する団体、助成額を決定します。審査の結果、助成金額が要望額より減額される場合があります。
- （2）審査終了後、速やかに結果を通知します。
- （3）助成が決定した団体は、7月下旬に開催予定の「助成決定通知書交付式・事務説明会」（場所：福島市）に出席していただきます。
 - ※助成を受けて行う事業の実施から完了までの事務手続きや注意事項等を説明しますので、必ず出席してください。
- （4）助成決定より1カ月以内に助成金を交付します。

■事業の実施・完了

- （1）助成を受けて行う事業は、令和3年度内（令和4年3月31日まで）に実施完了していただきます。
- （2）助成を受けて行う事業が完了した後、実施内容や収支状況等について所定の様式により速やかに報告していただきます。

■助成の明示

助成を受けて行う事業には、「赤い羽根共同募金」の助成を受けたことを必ず明示していただきます。

【明示の例】

- ・開催要綱、実施要領などに記載
- ・ポスター、パンフレット、資料などに記載
- ・会報、機関紙などに記載
- ・備品購入の場合、共同募金指定のマーク（シール）を添付 … など

■助成に関する調査

助成を受けた事業の実施内容や収支状況等について、必要に応じて調査（現地調査、関係書類の提出など）を行います。

■スケジュール

